

# 第3章

---

## 市民生活・環境分野

第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と  
多文化共生社会の推進

第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

## 第1節

## 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進



### 現状

- 少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域におけるコミュニティ活動への参加者の減少や組織の担い手の高齢化などが進んでいます。令和3年度(2021年度)に83町内会・自治会に加入している世帯数は、16,159世帯(加入率44.6%)で、加入率は10年前に比べて13.6ポイント減少しています。
- 町内会・自治会は、本市において、地域コミュニティ\*の中心的な役割を果たしており、今後も生活に密着したコミュニティとして、まちづくり等で果たす役割がより大きくなることが予想されます。
- 地域の課題等の解決に向け、市民や市民活動団体、民間団体の参画の下、防災・安心地域委員会\*、各地域の活性化委員会\*、森林サポートレンジャー\*、地域ぐるみの支え合い推進協議体\*等が活動しています。
- サークル活動などを行う地域コミュニティ\*団体において、令和2年度(2020年度)のコミュニティ会館や学習等供用施設の利用件数は、1,825件に留まっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も重なり、10年前と比べると約5割に減少しています。
- 令和3年(2021年)1月31日現在の外国人住民は、1,057人となっています。出入国及び難民認定法の改正等に伴い、本市における外国人住民の数は増加傾向であるとともに、今後は、外国人材が様々な場面で活躍すると予想されます。
- 平成10年(1998年)にマールボロウ市\*(アメリカ合衆国マサチューセッツ州)と国際姉妹都市関係を結び、毎年、中学生の派遣とマールボロウ市友好訪問団の受入れを行っています。



## 課題と対応の方向性

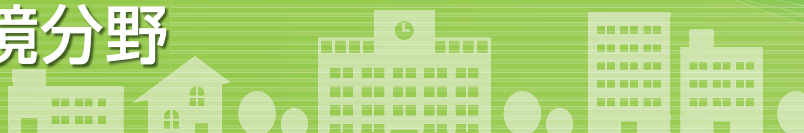
- 地域コミュニティ\*の維持・活性化に向け、町内会・自治会や、各種団体への継続的な支援が必要です。
- 地域のつながりを生み出す地域コミュニティ\*団体が安定して活動できるよう、継続的な支援が必要です。
- 外国人住民が本市で安心して暮らしていけるよう、異文化の理解促進や外国人にやさしいまちづくりが必要です。
- グローバル化が進行する中、豊かな国際感覚をもち国際社会の一員として活躍できる人材を育成するため、海外でホームステイを体験する中学生やアメリカの子どもたちを受け入れる家庭、学校及び地域において、異文化理解の促進が必要です。

## 基本方針

- 地域コミュニティ\*の強化に向け、町内会・自治会の活動や加入促進の支援、防災・安心地域委員会\*などの各種団体の支援、地域コミュニティ\*団体への活動の場の提供などに取り組みます。
- 市民が郷土に誇りをもち、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主的・自発的な意思の下に、連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成を図ります。
- 外国人住民が、本市で安心して暮らしていけるように、多文化共生\*のまちづくりを進めるとともに、国際的視野をもつ人材の育成に取り組みます。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
町内会・自治会世帯加入率	44.6% (令和3年度)	維持・向上
コミュニティ会館・学習等供用施設利用件数	1,825件	維持・拡大
国際化の推進の満足度 (市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)	5.0%	30.0%



## 施策の内容

### 1 地域コミュニティ\*の活性化

#### ①町内会・自治会への加入の促進

転入者及び未加入者に対する町内会・自治会への加入の案内や不動産協会、宅地建物取引業協会等の協力による加入の呼びかけなど、地域コミュニティ\*の基礎となる町内会・自治会への加入を促進します。

#### ②町内会・自治会の活性化の支援

高齢化社会、ライフスタイルの多様化等、時代の変化に即した町内会・自治会運営への改革を支援します。また、円滑な活動ができるよう、町内会・自治会の適正規模化の取組を支援します。

#### ③町内会・自治会活動の支援

地域力\*の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

#### ④町内会・自治会間の交流の支援

地域コミュニティ\*の活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援します。

#### ⑤各種団体の支援

防災・安心地域委員会\*、各地域の活性化委員会\*、森林サポートレンジャー\*、地域ぐるみの支え合い推進協議体\*等が安定して活動できるよう、情報や資材、活動内容を発表する場の提供など、必要な支援を行います。

#### ⑥地域コミュニティ\*団体の支援

市内の各地域で組織されている地域コミュニティ\*団体が安定して活動できるよう、コミュニティ会館、学習等供用施設等を活動の場として提供します。

### 2 多文化共生\*社会の推進

#### ①外国人にやさしいまちづくりの推進

人種や国籍にかかわらず、それぞれの文化の違い等を相互に理解し、尊重し合えるよう、意識啓発等に取り組みます。

また、ホームページ・各種パンフレット等における外国語での表記、まちの標識における英語等の表記やピクトグラム\*の追加、外国人相談窓口の継続など、外国人にやさしいまちづくりを推進します。

#### ②国際化推進体制の充実と関係団体への支援

国際交流等を推進するため、市民や国際化推進団体などとの連携・協力を進め、関係団体の運営等を支援します。

#### ③国際交流活動の推進

国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校に在籍する生徒の海外派遣やマールボロウ市\*生徒の受入れなど、米国をはじめとする国々との交流を推進します。

## 第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進



### 現状

- 平成12年(2000年)、国において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が制定されました。本法に基づき、東京都により市内では「土砂災害警戒区域\*(通称:イエローゾーン)」778か所、「土砂災害特別警戒区域\*(通称:レッドゾーン)」740か所が指定されています。
- 市では、地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりと地域力\*の強化を図るために設立した防災・安心地域委員会\*、町内会・自治会などと連携し、地域における防災の中心的役割を担う「地域防災リーダー\*」を育成しています。令和3年(2021年)3月現在の認定者は、805人となっています。
- 近年日本各地で大雨による災害が発生しており、近い将来、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が予測されていることから、災害に対する関心は、一層高まっています。
- 消防団は、火災予防啓発と火災時の消火活動をはじめ、台風等災害対応において、防火・防災の要として活動しています。その一方で、近年、就労形態の多様化や対象年齢層の減少などにより、団員数は、減少傾向にあります。
- 市内の刑法犯等の犯罪件数は、町内会・自治会、防犯協会等、地域の各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署等との連携により減少傾向にあります。  
また、特殊詐欺は、手口が様々で巧妙化しているため、町内会・自治会、金融機関、警察等様々な関係団体と連携し、被害防止対策に取り組んでいます。
- 市では、交通事故等を防ぐために、町内会・自治会、交通安全協会などの各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署及び学校等教育機関と連携し、交通安全思想の普及・啓発により、交通安全対策に取り組んでいます。
- 本市は、平成28年(2016年)4月1日に、世界平和や人権尊重の思いを込めた市民憲章の趣旨にのっとり、平和首長会議に加盟しています。
- 公害に関する苦情は、平成29年度(2017年度)(178件)以降は減少傾向であり、令和2年度(2020年度)は、108件となっています。



## 課題と対応の方向性

- 「土砂災害警戒区域\*（通称:イエローゾーン）」「土砂災害特別警戒区域\*（通称:レッドゾーン）」においては、地域防災計画等を踏まえ、土砂災害に対する取組を進めることが必要です。
- 東日本大震災以降、災害に強いまちづくりや個々の備えと地域における防災活動の充実が重要となっており、「自助・共助」の意識や行動力を高めることが必要です。
- 地域防災の要である消防団が組織的に充実した活動が展開できるよう、団員の確保に取り組むことが必要です。
- 犯罪が発生しないまちづくりに向け、町内会・自治会、防犯協会等、地域の各種ボランティア組織、五日市・福生両警察署等が、今後も連携し取り組んでいける環境づくりが必要です。  
また、各種関係団体との連携により、今後も特殊詐欺の被害防止対策に取り組むことが必要です。
- 交通事故等を防ぐために、子どもから高齢者までの通勤、通学、買い物等、日常の生活様式を踏まえながら、一人一人が交通安全意識を高くもつことが必要です。このためには、今後も引き続き、各種関係団体との連携の下、交通安全思想の普及・啓発に取り組むことが必要です。
- 本市の平和を維持していくため、市民と共に、更なる平和に関する取組を進めることが必要です。
- 市民の健康と安全を確保するため、公害防止に取り組むことが必要です。

## 基本方針

- 町内会・自治会や防災・安心地域委員会\*などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力の向上に取り組めます。
- 交通事故や各種犯罪等の発生抑制、平和の維持、公害防止などに取り組む、市民が安全かつ安心して暮らせるまちづくりを推進します。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
地域防災リーダー*数	805人	1,200人
消防団員数	357人 (令和3年4月1日)	450人
家庭内備蓄の実施率	53.6% (平成28年度)	70.0%
犯罪率 (人口千人当たりの刑法犯認知件数)	0.33%	0.25%
人身事故件数(市内発生分)	164件	減少
非核平和都市宣言の発信	宣言していない	宣言している
環境基準*の達成率(大気、水質等)	96.9%	98.0%

第1章

第2章

第3章

市民生活・環境分野

第4章

第5章

第6章

## 施策の内容

### 1 防災・消防対策の推進

#### ①防災施設・設備等の充実

地震などによる大規模災害に備え、避難施設の確保と避難所開設時の生活環境の整備を推進します。地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進します。

消防水利\*の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域では、防火水槽等の消防水利\*の整備・充実を図ります。

#### ②人材の育成や地域防災力の強化

災害に強いまちづくりと地域力\*の強化を図るため、防災・安心地域委員会\*や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援します。

また、地域防災力を強化するため、自助と共助の意識を醸成し、防災・安心地域委員会\*と共に地域防災の中核を担う「地域防災リーダー\*」を育成します。

市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者にも周知し、防災意識の向上を図ります。また、市民の自助意識を醸成し、市民が個々に必要なものを備える家庭内備蓄の推奨に努めます。



防災コンクール

#### ③消防力の充実

消防活動を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員\*を確保することにより、組織の強化を図ります。また、設備等の充実を図ります。

#### ④避難行動要支援者\*の支援体制づくりの推進

障がい者や要介護者、一人暮らしの高齢者など避難行動要支援者\*の把握に努めるとともに、各所管部署が中心となって消防や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会\*などとその情報を共有し、発災時における避難行動要支援者\*の支援方法と支援体制づくりを推進します。

#### ⑤住宅の耐震化の推進

地震発生時の住宅崩壊による被害の低減を図るため、木造住宅の耐震診断\*・耐震改修に係る経費の助成制度の利用を促進し、住宅の耐震化を推進します。





### ⑥国土強靱化の推進

大規模自然災害などが起こっても、地域社会経済が機能不全に陥らず、迅速な復旧復興ができるよう、国土強靱化地域計画に基づき、国土強靱化の取組を推進し、防災・減災につなげます。

### ⑦防災・減災に対する外部連携の強化

災害発生時に備え、民間企業などとの協定等により、物資供給や設備の保全・復旧体制を強化するとともに、近隣自治体や医療機関との連携による災害時医療体制の充実を図ります。

また、大規模災害時において必要な支援を効果的に受けられるよう、受援計画を策定します。その後も継続して検証と見直しを行うことで、受援体制の向上を図ります。

さらに、近隣自治体をはじめ他地区で発生した甚大な被害に対する支援や避難者の受入れなどの応援体制の在り方についても、検討を進めていきます。

## 2 防犯対策の推進

### ①防犯意識の普及・啓発及び向上

市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図り、防犯意識の普及・啓発及び向上を図ります。

### ②防犯体制の充実

町内会・自治会や警察等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図ります。

## 3 交通安全の推進

### ①交通安全運動等の推進

交通事故防止に向け、交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践できるよう、交通安全運動等を推進します。

### ②駅周辺の自転車駐輪場の適正管理等

駅周辺の良好な交通環境を維持するため、駅周辺の自転車利用状況を把握するとともに、自転車駐輪場の適正管理等に努めます。

## 4 平和なまちづくりの推進

### ①非核平和都市宣言の発信

市民、事業者、市議会などとの共通認識の下、市自らが、戦争の悲劇を繰り返さず、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続ける必要があることから、市の姿勢を明確にするため、非核平和都市宣言を決定し、発信します。

### ②平和を学ぶ取組の推進

幅広い年代において、平和の尊さを改めて学ぶため、平和に関する展示など、市民等の平和に関する意識啓発を行うとともに、市民を広島に派遣するなど、平和を学ぶ取組を推進します。

## 5 公害防止の推進と生活環境の保全

### ①公害に関する知識の普及と啓発の推進

公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙等により、公害に関する知識の普及と啓発を推進します。

### ②公害の未然防止・早期対応の推進

パトロールや環境測定(大気、水質、騒音\*、振動\*、悪臭\*、土壌等)などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。

## 第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築



### 現状

- 市では、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、「清潔で快適な資源循環型社会\*システムの構築」を目指して、ごみの衛生的な処理及び市民と事業者と行政の協働によるごみの減量化や資源化を推進しています。令和2年度(2020年度)の市民1人当たりの1日のごみの排出量は、809.5gとなっています。ごみの排出量は、10年前に比べて13.7g程度増加しており、多摩地域の平均と比べても112.0g多くなっています。
- 令和2年度(2020年度)の総資源化率は、33.1%となっており、10年前に比べて6.4ポイント増加しています。
- 市では、地球温暖化対策地域推進計画及び第四次地球温暖化対策実行計画に基づき、本市から排出される温室効果ガス\*の削減に向け、家庭(市民)、事業所(事業者)及び市が一体となった地球温暖化\*対策を推進しています。

### 課題と対応の方向性

- 更なるごみの減量化を推進するためには、市民、事業者及び行政が一体となって取り組むことが必要です。
- 限りある資源を一層有効に利用するため、3R\*の取組を推進するとともに、意識啓発を図ることが必要です。
- ゼロカーボンシティ\*に向け、家庭(市民)、事業所(事業者)及び市が一体となった地球温暖化\*対策の更なる推進が必要です。

### 基本方針

- 清潔で快適な循環型社会\*システムの構築に向け、更なるごみの発生防止や減量化・資源化などを推進します。
- 地球規模の環境問題である温暖化に対応するため、省資源や省エネの実現に向けた取組を推進します。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
市民1人1日当たりのごみ排出量	809.5g	803.7g
総資源化率	33.1%	34.3%
市内の二酸化炭素排出量	296千t-CO <sub>2</sub> (平成30年度)	169千t-CO <sub>2</sub> (令和12年度)
市役所の二酸化炭素排出量	6,587.3t-CO <sub>2</sub> (令和元年度)	4,789t-CO <sub>2</sub> (令和12年度)

## 施策の内容

### 1 ごみの減量化と適正処理の推進

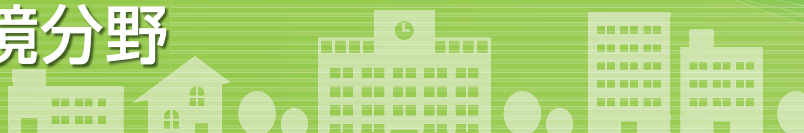
#### ①ごみの適正処理(分別・収集運搬・処分)体制の構築

一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別・収集運搬・処分までを円滑に行えるよう、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図ります。また、資源とごみの出し方カレンダーの充実や「ごみ分別アプリ」の活用により、ごみの分別徹底を図り、ごみの適正処理と減量化・資源化につなげていきます。

収集運搬については、より一層の環境負荷の低減を図るため、効率的な収集ルートを選定や環境に配慮した収集車の導入の推奨を図ります。



あきる野市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



## ②ごみ減量化の推進

環境教育の一環として、市民や事業者に対し、プラスチックごみによる海洋汚染等を周知し、レジ袋等の削減に取り組みます。また、生ごみの水切りの徹底など、ごみ発生抑制の取組を促します。これらにより、ごみの減量化を推進します。

## ③食品ロス削減の推進

本来、食べることができるにもかかわらず、捨てられている食品の削減(食品ロスの削減)に向けて、講座の開催、ごみ情報誌「へらすぞう」への記事掲載、フードドライブ\*の実施、食べきり協力店登録制度などを活用し、市民や事業者への周知・啓発に取り組みます。

## ④環境美化活動の推進

美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進します。

## 2 リサイクルの推進

### ①リサイクルシステムの充実

市民、事業所及び行政の協力の下、また、民間事業者との連携の下、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図ります。

### ②資源回収の推進

資源化の啓発・指導や資源集団回収の取組などにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進します。

### ③ごみの堆肥化の促進

EM菌処理容器\*の貸与やダンボール式コンポスト\*容器の配付などの取組により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。

## 3 地球温暖化\*対策の推進

### ①国や東京都と連携した地球温暖化\*対策の推進

ゼロカーボンシティ\*に向け、国や東京都と連携して温室効果ガス\*の削減に努めるとともに、各種施策の情報発信や、森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大を図るなど、市民や事業者と連携した地球温暖化\*対策を推進します。

### ②市役所で使用する車両への次世代自動車\*等の導入の検討・推進

地球温暖化\*など環境への負荷を軽減するため、本市の自然や道路環境等を踏まえて、市役所で使用する車両への次世代自動車\*等の導入を推進します。

## 第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進



### 現状

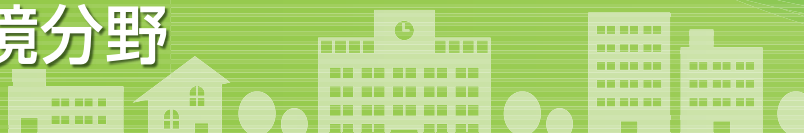
- 市では、生物多様性あきる野戦略に基づき、「美しい自然と生物多様性\*の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」を目指して、協働による自然環境保全活動の推進や生物多様性\*の保全を進めています。
- 本市には、固有の生態系\*に影響を及ぼす特定外来生物\*等の生息・生育が確認されており、市民等との協働により、外来種対策に取り組んでいます。
- 市では、清流や生態系\*などの維持・保全により、河川や湧水地が本来もつ機能の保全に取り組んでいます。

### 課題と対応の方向性

- 生物多様性\*の保全に向け、希少種や保全すべき種の生息・生育状況を把握し、モニタリング\*を継続するとともに、協働により、生息・生育場所となる自然環境の保全に取り組むことが必要です。
- 固有の生態系\*に影響を及ぼす外来種は、非常に強い繁殖能力等を有していることから、市民等との協働の下、引き続き外来種対策に取り組むことが必要です。
- 生物多様性\*の保全や気候調整機能など、緑の機能に着目し、緑地の保全等に取り組むことが必要です。

### 基本方針

- 豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会の実現に向けて、市民や事業者などとの協働の下、各地域の特性に応じた森づくり等の取組を通じて、自然環境の保全と活用に取り組み、生物多様性\*の保全に努めます。
- 水環境や緑環境の充実に取り組み、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。



## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
「生物多様性*」という言葉の認知度	71.9% (令和元年度)	75.0%
郷土の恵みの森づくり*事業(昔道・尾根道整備、景観整備)の参加団体数	延べ15団体	維持
環境基準*の達成率(大気、水質等) (再掲)	96.9%	98.0%
保存緑地*・公開緑地*の面積	2.7ha	維持

## 施策の内容

### 1 生物多様性\*保全の推進

#### ①自然環境の保全の推進

地域の特性に応じた環境の保全や郷土の恵みの森づくり\*を推進し、生物多様性\*の維持・向上を図ります。

#### ②希少動植物保護の推進

希少種や保全すべき種の生息・生育状況等を把握し、モニタリング\*を継続することで保護を推進します。

#### ③外来種対策の推進

国や東京都、近隣市町村との連携の下、生物多様性\*や農業に影響を及ぼす外来種への対策を推進します。

### 2 水環境の充実

#### ①河川及び湧水池の水質保全

親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく取組を推進します。また、河川及び湧水池の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の保全に取り組みます。

#### ②雨水対策の推進

道路等の透水性舗装や浸透ますの設置により、地下水のかん養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図ります。

### 3 緑環境の充実

#### ①保存緑地\*や公開緑地\*の指定の推進

生物多様性\*の保全や二酸化炭素の吸収、崖線の保全などの機能を有する貴重な緑を確保するため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地(樹林地・樹木・屋敷林・生け垣)や公開緑地\*の指定を推進します。

#### ②公共施設及び民間施設の緑化の推進

市街地における貴重な緑である公共施設の緑地について、生物多様性\*保全や地球温暖化\*対策などのため、適切な維持管理を推進します。また、減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに、一定規模以上の施設の設置や土地の改変に対し、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準による緑化を推進します。特に、景観上及び防災上の観点から接道部の緑化を促進します。



森っこサンちゃん



トウキョウサンショウウオ

